

●判例(コメント付)

A大学ハラスメント防止委員会委員長ら事件

札幌地裁 令3.8.19判決

～ハラスメント防止委員会決定の名誉感情侵害該当性等～

〔令2(ワ)2371号 慰謝料等請求〕
〔一部棄却 一部却下〔控訴〕〕

① 科目担当者会議における原告XのH教授に対する発言を人権侵害のハラスメントであると判断し、「Xに対して、学長より限りなく懲戒に近い口頭による嚴重注意をするとともに、宣誓書を提出することを命じる」旨の措置をすることが適当であることを学長に報告した、令和2年1月6日付の大学ハラスメン

ト防止委員会決定の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、不適法とされた例

② ハラスメント防止委員会の本件決定は、社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と評価することはできず、法的保護に値するXの人格的利益を侵害するものとは認められないとして、不法行為の成立が否定された例

コメント

(1) **事案の概要** 原告甲野太郎（以下、「X」）は、学校法人A₁（以下、「本件法人」）が運営するA大学（以下、「本件大学」）A₂学部A₃学科で外国語（中国語）を担当していた元教授である。被告B～G（合わせて以下、「Yら」）は、令和元年当時、本件大学のハラスメント防止委員会（以下、「本件委員会」）の委員であった者であり、Bは、その委員長の職にあった。Hは、本件大学A₄学部A₅学科の外国語（中国語）担当教授であり、中国出身で過去に日本に帰化している。

令和元年9月19日、本件大学の初修外国語の担当教員による会議（以下、「本件科目担当者会議」）が開催され、X、H教授、Bのほか2名の計5名が出席した。Xは、同会議の席上、H教授に対し、「私は先輩ですよ。」「あなたは何人ですか。中国人でしょ。」「Hは日本の文化を知らない。」などと発言した（以下、「本件発言」）。H教授は、同月30日、本件大学のハラスメント相談員に、Xの本件発言等について、Xを加害者とするハラスメントの相談をした。本件委員会は、2年1月6日付で、本件担当者会議におけるH教授に対するXの発言が、人権侵害のハラスメントであると判断し、平

成24年の同様の案件の措置後の2度目の申立てであり、Xは本件発言がハラスメントに当たるとの認識がないことから、再発防止とハラスメント根絶のため、「Xに対して、学長より限りなく懲戒に近い口頭による嚴重注意をするとともに、宣誓書を提出することを命じる」旨の措置をすることが適当であること（以下、「本件決定」）を学長に報告した。これに対して、Xは、令和2年1月15日、本件決定について不服を申し立てたが、本件委員会は、同年2月10日、これを不受理とした。

そこで、XがYらに対し、本件決定の取消し、ならびに、160万円の損害賠償と遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起したのが本件である。なお、Xは、令和3年3月31日付で本件法人を退職しているが、Xの在職中、本件決定に関する事項につき、Xに対する懲戒処分または本件決定記載の学長による嚴重注意は行われていない。

本件の争点は、(1)本件決定取消しの訴えの適法性、(2)本件決定の違法性および不法行為該当性等である。

(2) **本判決のポイント** 本判決は、Xの主張をすべて退けた。まず争点(1)について、本判決は、委

嘱状不法発送謝罪請求事件（最二小判昭45.12.18民集24巻13号2151頁）を引用しながら、「本件決定は、……具体的な法的効果のない事実行為であり、X主張の名誉感情の侵害もその事実上の影響に過ぎないのであって、その除去を求める法律上の利益は想定し難い」として、「本件決定の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠き、不適法である」としている（判旨①）。

次に、本判決は、争点(2)について、2つの最高裁判決（損害賠償請求事件・最一小判平17.11.10民集59巻9号2428頁、発信者情報開示等請求事件・最三小判平22.4.13民集64巻3号758頁）に従いつつ、「本件決定は、……Xの主観的名誉感情を害する側面があることは否定できない」が、「本件委員会による決定は、……加害者である被申立人の言動に対する否定的評価が含まれ得ることは、その性格上当然に想定されているといえ、これが被申立人に通知されることも、本件委員会規程上、不服申立ての機会を確保するために定められた手続であって、被申立人を非難する目的で否定的評価を告知するものではない」とした。

また、「本件決定……の否定的な評価は、……Xの人格攻撃に及んだり、殊更に侮辱的表現を用いたりするものではなく、本件委員会の決定として想定される限度を超えてXの名誉感情を傷つけるものとは認め難い」うえ、「本件決定の文脈全体をみても、Xに対する一方的な非難や攻撃を意図したものではないことがうかがえる」とし、「本件決定がXと本件法人との間の雇用契約上、懲戒処分又はそれと同様の制裁に当たらないことは、……明らかである」とした。

加えて、本件決定に「重大な事実誤認は認められないこと、本件発言に至る経緯等（……）に照らし、本件発言をハラスメントに当たると判断した点に重大な誤りがあるとはいえないこと、本件決定の調査、判断等の過程に本件委員会規程を逸脱するような手続違背も見当たらないことも考慮すれば、本件決定につき、社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と評価することはできないというべきであり、「本件決定は、法的保護に値するXの人格的利益を侵害するものとは認められないから、X主張の不法行為は成立しない」としている（判旨②）。

(3) **本判決の意義と参考判例** 本件は、加害者であるXがハラスメント防止委員会の決定により名誉感情を侵害されたとして、その取消しを求めるとともに、同委員会の委員個人らに対して損害賠償の請求を求めたものであり、両請求は、名誉毀損を理由としている点では軌を一にするが、前者は民法723条に基づく名誉回復措置の要件に該当するか否かが、後者は名誉感情の侵害が社会生活上許される限度を超えた侮辱行為として不法行為責任（民法709条）を構成するか否かが、それぞれ論点とされている。

前者については、本判決が引用する前掲・委嘱状不法発送謝罪請求事件最高裁判決によれば、民法723条にいう「名誉」とは、「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まない」とされている。同条が損害賠償のほかに原状回復処分を命じ得るとしている趣旨は、金銭による損害賠償のみでは填補され得ない被害者の人格的価値に対する社会的、客観的な評価自体を回復することを可能ならしめるためであると解されているからである。したがって、法的効果を伴わない事実行為に過ぎない本件決定について、その取消しを求めることは困難といえよう。

後者については、類似の裁判例は見当たらないが、大学の事務職員が上司から受けたパワハラ・セクハラ等の申立てについて、大学のハラスメント防止委員会が調査委員会を設置しなかったこと、また、委員会審議における委員の発言による名誉毀損、侮辱および人格権の侵害が争点となった損害賠償請求控訴事件（東京高判平28.5.19判例秘書L07120857）では、調査の必要性はないとの決定には相応の合理性が認められ、さらに、違法または不当な目的があるなどの特段の事情がある場合は別段、申立人の認識に影響を与えようと考えられる性格や家庭環境等の事柄を話題にし、議論することは委員会の委員の職責として必要かつ合理性が認められるとされている。

加害者からの名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟としては、神奈川県立外語短期大学（名誉毀損）事件（東京高判平11.6.8判例770号129頁）

| 事実等 | | 判断 |
|------------------------------------|---|--|
| 原告Xの発言 の人権侵害ハ ラスメント該 当性 | XのH教授に対する発言（本件発言） ・「私は先輩ですよ。」 ・「あなたは何人ですか。中国人でしょ。」 ・「Hは日本の文化を知らない。」 ・「中国人と喧嘩をするのはもう慣れた。」 ・「外部非常勤と大学院担当を辞めなさい。」 | ・「思想・信条・国籍等に関する発言は相手の受け止め方でハラスメントに該当する。このたびのXの発言は公の会議の場におけるHの国籍に対する感情的で理不尽な言動であり、Hが精神的身体的にも大変な苦痛を感じていることから、人権侵害にあたるハラスメント（モラル・ハラスメント）であると判断する。」 |
| ハラスメント 防止委員会の 決定の不法行 為該当性 | Xの発言をハラスメントであるとした本件決定 | ・「本件発言をハラスメントに当たると判断した点に重大な誤りがあるとはいえないこと、本件決定の調査、判断等の過程に本件委員会規程を逸脱するような手続違背も見当たらないことも考慮すれば、本件決定につき、社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と評価することはできないというべきである。」 ・「以上によれば、本件決定は、法的保護に値するXの人格的利益を侵害するものとは認められないから、X主張の不法行為は成立しない。」 |

において、短大女性教員が県教育長宛書簡の中で指摘した男性教員のセクハラの実事等が真実であると認めることはできないとして、同人の社会的評価を低下させ、名誉を毀損したと判断されている。また、教授から数々の嫌がらせを受けた助手が、これに対抗し、現状を是正すべく、情報提供ないし書籍にアカデミック・ハラスメントの被害を受けた旨の記事を掲載したことにより名誉を毀損されたとして、加害者の教授が訴えた損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件（大阪高判平17.8.25判

時1982号82頁）では、アカデミック・ハラスメントに当たると信ずるにつき相当の理由があったとして、不法行為の成立が否定されている。R大学（ハラスメント）事件（金沢地判平23.1.25労判1026号116頁）でも、大学が学生に対する大学教員の行為をハラスメントと認定し、懲戒処分を付したことを記者会見で公表するとともに研究室の使用停止等を行ったことにつき、当該大学教員に特段の精神的苦痛が生じているとは解されないとして、慰謝料請求が否定されている。

判 決

原告 甲野 太郎
同訴訟代理人弁護士 中原 猛
被告 B
被告 C
被告 D
被告 E
被告 F
被告 G
上記6名訴訟代理人弁護士 山田 敬之
同 大浦 佳純

主 文

1 本件訴えのうち、被告らが原告に対してした令

和2年1月6日A大学ハラスメント防止委員会決定の取消しを請求する部分を却下する。

- 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 被告らが原告に対してした令和2年1月6日A大学ハラスメント防止委員会決定を取り消す。
- 被告らは、原告に対し、各自160万円及びこれに対する訴状送達日の翌日（被告C、被告F及び被告Gにつき令和2年11月15日、被告Dにつき同月16日、被告B（以下「被告B」という。）及び被告Eにつき同月17日）から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、大学教授であった原告が、勤務していた大学のハラスメント防止委員会による決定により名誉感情を侵害されたとして、同決定の取消し並びに不法行為に基づく損害賠償請求として慰謝料160万円及びこれに対する民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、学校法人A₁（以下「本件法人」という。）が運営するA大学（以下「本件大学」という。）に雇用され、本件大学のA₂学部A₃学科の教授であった者であり、外国語（中国語）を担当していた。

イ 被告らは、いずれも、令和元年当時、本件大学が設置するA大学ハラスメント防止委員会（以下「本件委員会」という。）の委員であった者であり、被告Bは、その委員長職にあった。

ウ H（以下「H教授」という。）は、本件大学に雇用され、本件大学のA₄学部A₅学科の教授であった者であり、外国語（中国語）を担当していた。H教授は、中国出身であり、過去に日本に帰化している。

(2) 本件法人の就業規則（甲3）には、教職員の懲戒処分の種類として、①戒告、②減給、③謹慎、④懲戒休職、⑤懲戒降職・懲戒降格、⑥諭旨解雇（原文ママ）、⑦懲戒解雇とする旨の定めがあり、このうち戒告は、「始末書を提出させ、将来を戒める」ものと規定されている（就業規則49条）。

(3) 本件大学のA大学ハラスメント防止委員会規程（以下「本件委員会規程」という。）には、要旨以下の定めがある（甲4）。

2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- ①相談員からの報告書の受理及び監査
- ②苦情申立ての受理とその処理手続の振分け
- ③調査調停委員会の設置並びに調停及び事実関係調査等
- ④対応措置及び処分を検討並びに学長への報告
- ⑤処理結果の当事者への報告
- ⑥被害者のケア及び加害者とされる者への教育等（以下省略）

6条2項 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すると

ころによる。

8条1項 委員会の内部に、調査調停委員会を設置することができる。

9条1項 委員会は、対応措置及び処分について検討し、その結果を学長に報告する。

2項 学長は、報告に基づいて、直ちに必要な措置をとるものとする。

3項 委員会は、対応措置及び処分を検討するに当たり、当事者に意見陳述の機会を十分に保障しなければならない。

4項 処分相当の場合には、現行の学内手続によってこれを行う。

5項 委員会の報告は、最大限尊重されなければならない。

10条1項 委員会は、調査調停委員会の報告に基づいて結論を出したときには、速やかに、処理結果を当事者に文書をもって報告しなければならない。

2項 当事者は、不服があるときは、報告を受けた日から10日以内に理由を明示した文書を委員会に提出して不服を申し立てることができる。

(4) 令和元年9月19日、本件大学の初修外国語の担当教員による会議が開催され、原告、H教授、被告Bのほか、本件大学の教授であるI教授及びJ教授の5名が出席した（以下「本件科目担当者会議」という。）。原告は、同会議の席上で、H教授に対し、「私は先輩ですよ。」「あなたは何人ですか。中国人でしょ。」「Hは日本の文化を知らない。」などと発言した（以下「本件発言」という。）。

(5) H教授は、令和元年9月30日、本件大学のハラスメント相談員に、原告による本件発言等の言動について、原告を加害者とするハラスメントの相談をした。

(6) 令和2年1月6日付けで、前記(5)の相談に係る案件について、別紙（本号11頁以下参照－編注。以下、同じ）の決定（以下「本件決定」という。）を行い、その内容を本件大学学長に報告するとともに、原告に通知した。本件決定の内容は別紙のとおりであり、その要旨は、令和元年9月19日開催の本件科目担当者会議における原告のH教授に対する「あなたは何人ですか。中国人でしょ。」などの発言が、人権侵害のハラスメントであると判断し、平成24年の同様の案件の措置後の2度目の申立てであり、原告が上記発言がハラスメントに当たるとの認識がないことか

ら、再発防止とハラスメント根絶のため、「原告に対して、学長より限りなく懲戒に近い口頭による嚴重注意をするとともに、宣誓書を提出することを命じる」旨の措置をすることが適当であることを学長に報告したというものである。

(7) 原告は、令和2年1月15日、本件委員会に対し、本件決定について、不服を申し立てたが、本件委員会は、同年2月10日、これを不受理とした。

(8) 原告は、令和3年3月31日付けで、本件法人を退職した。原告の在職中、本件決定に関する事項につき、原告に対する懲戒処分又は本件決定記載の学長による嚴重注意は行われていない。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の主要な争点は、①本件決定取消しの訴えの適法性、②本件決定の違法性及び不法行為該当性等であり、これらに対する当事者の主張は次のとおりである。

(1) 本件決定取消しの訴えの適法性（前記第1の1の請求に係る本案前の争点）

（原告の主張）

本件決定は、人権侵害という甚大な否定的評価を原告に加えることをもって、その人格権を侵害したものであり、人格権に基づいてその侵害を排除するに足りる法的利益があるから、本件決定の取消しを求める訴えの利益がある。

また、本件決定は、当事者にも通知される上、原告に対し人権侵害行為があったとの重大な評価を伴うものであるから、一般市民法秩序に関する事柄であることが明らかであり、大学の自律権行使の範囲内のものではない。

（被告らの主張）

本件決定後、これに基づく学長による嚴重注意等が予定されていたが、当該嚴重注意等は懲戒処分でも、減給等の法律効果を生じさせるものでもなく、原告の具体的権利義務ないし法律関係に影響を及ぼすものではない上、原告は既に退職しており、当該嚴重注意等が行われる可能性はない。したがって、本件決定の取消しは、当事者間の具体的権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争ということではできず、法律上の争訟に当たらず、訴えの利益も欠く。また、本件法人内に設けられた一内部機関に過ぎない本件委員会の決定については、大学の自律権行使という、純然たる内部規律に委ねられるべき問題であり、司法審査の対象とならないというべきである。

(2) 本件決定の違法性及び不法行為該当性等

（原告の主張）

ア 本件決定の違法性について

本件決定に先立って行われた調査調停委員会によるヒヤリングは、本件科目担当者会議に出席しており、同会議でH教授に同調していた被告Bにより実施され、その方法も不公正なものであったから、本件決定の判断過程に手続的瑕疵がある。

また、本件決定が適当とする嚴重注意等の措置は、将来を戒めるに留まらない嚴重注意を予定し、誓約書を提出させるものであり、懲戒処分である戒告（「始末書を提出させ、将来を戒める。」）と同等又はそれ以上の効力を有するものであって、就業規則上の懲戒に関する規定を潜脱し、本件委員会の権限を踰越して行われた違法がある。

イ 名誉感情の侵害について

本件決定による不法行為につき、原告の被侵害利益は名誉感情である。原告は、前記アのとおり違法な本件決定により、人権侵害を行ったと認定され、甚大な否定的評価を受けることで、その名誉感情を著しく害された。当該評価についての伝播がなくとも、その利益侵害性は大である。

ウ 本件決定により原告が被った精神的苦痛を慰謝するに相当な額は、160万円を下らない。

（被告らの主張）

ア 本件決定は、原告に対するヒヤリングを経て行われ、弁明や不服申立ての機会も与えられているものであり、その手続に瑕疵はない。また、本件決定にいう嚴重注意及び宣誓書の提出は、職場環境を良好なものにするべく、大学の考えを伝え、同様の行動を繰り返さないよう注意することなどを目的とするもので、原告を制裁する目的で実施するものではないから、懲戒処分と同列に主張すること自体誤りである。したがって、本件決定に原告主張の違法はない。

イ 名誉感情の侵害については、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて不法行為が成立するものであるところ、本件決定は、原告の行為について、本人の弁明の内容も踏まえてハラスメントを認定したに過ぎず、人格否定となり得るような侮辱行為は存在しない。

ウ 本件発言は、H教授に対し、「日本の文化を知らない。」と述べるなど、同人が中国人であることを、同人を批判する材料として述べたものであり、原告が以前にもH教授に対し故意に皮肉を込めて「中国人」と述べていたことも考慮すると、日本人と差別

- 1 して見下す意味で「中国人」との言葉を用いたものといえる。このような発言は特定の国籍等に関する人種の偏見に基づく嫌がらせ（レイシャルハラスメント）であり、本件委員会が本件発言をハラスメントと認定したことに誤りはない。

当該ハラスメントは、本件法人の秩序又は規律を乱す行為であり、懲戒処分事由に該当する上、原告は過去にもH教授に対するハラスメントについて学長による嚴重注意もされているのであるから、懲戒処分¹⁰に付することも可能であったが、本件決定は、より原告の不利益が少ない措置を行うべきことを決定したものであり、措置の内容も適切である。

したがって、本件決定において、事実関係の誤認はなく、手続、措置内容も適切である。

- 15 **エ** 本件決定は、あくまで学長に対して措置対応を提言するものに過ぎず、原告に向けて行われた行為ではない上、学長による嚴重注意も行われていないから、原告に対する不法行為は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 本件決定取消しの訴えの適法性について

- 原告は、本件決定の取消しを求めているが、本件決定は、本件大学において、ハラスメントの相談や苦情申立てを受けた本件委員会が、その調査結果や対応措置、処分の検討結果等を学長に報告するというもので、私人による事実行為に過ぎず、原告に対する具体的な権利義務を形成する法的効果を生ずるものではなく、本件決定の取消しによる権利関係の変動等も観念できない上、その取消権を認めるべき実体法上の根拠も見当たらない。したがって、本件訴えのうち本件決定の取消しを求める部分について、訴えの利益は認められない。

- 原告は、本件決定の存在により名誉感情が継続的に侵害されており、その侵害の排除を求める法的利益があると主張するが、本件決定は、原告と被告らとの間ではもちろん、本件法人との雇用契約関係（ただし、原告は既に本件決定に関して何ら処分を受けることなく退職している。）においても具体的な法的効果のない事実行為であり、原告主張の名誉感情の侵害もその事実上の影響に過ぎないのであって、その除去を求める法律上の利益は想定し難い（なお、主観的な評価である名誉感情の侵害は民法723条の原状回復処分の対象とならず（最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照）、これを除去するための処分等を認める余地にも乏し

い）。そうすると、原告の上記主張を本件決定の効力の無効確認を求める趣旨と解したとしても、その確認の利益は認め難いものというほかない。

以上によれば、本件訴えのうち、本件決定の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠き、不適法である。

2 本件決定の違法性及び不法行為該当性等について

- (1) 前提事実、掲記証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成24年7月19日、本件委員会（ただし、当時の構成員は本件決定時とは異なる。）は、H教授が申し立てた被申立人を原告とするハラスメントの申立てにつき、原告のH教授に対する「中国人と喧嘩をするのはもう慣れた。」「外部非常勤と大学院担当を辞めなさい。」旨の発言につき、ハラスメントと認定することが相当であるとして、原告に対して学長より口頭による嚴重注意の措置をすることが相当である旨学長に報告するとの決定がされた。なお、同決定においては、原告の不適切な発言はH教授の態度にも起因するなどとして、H教授についても学長の口頭による注意の措置が相当であるとされている（乙2）。

イ 本件科目担当者会議は、H教授の提案により、原告の担当科目の受講学生数が減少していることなどに関し、原告の中国語授業に問題があることを指摘し、原告を1年次の担当から外すことなどを議題とするものであったところ、原告は、H教授の上記指摘等がなされたことなどに対し、本件発言をした（甲5、乙4、5）。

ウ 令和元年10月15日、本件委員会が開催され、H教授からの相談（前提事実(5)）につき、本件科目担当者会議の出席者から事情聴取を行って対応を検討することが決められ、同月16日にJ教授、同月23日にI教授からそれぞれ事情聴取が実施された。

エ 本件委員会は、調査調停委員会を設置して原告及びH教授からのヒヤリングを実施することを決定し、同年11月25日、原告に対するヒヤリングが実施され、原告が本件発言をしたことが確認された。原告は、本件発言でH教授を侮辱したという意識はない旨を述べたほか、「紙1枚で日本人になんかなれるはずないんだから、彼だって心の中で自分は中国人だ、ただ名義的には日本の国籍を取っていると私は判断しています。侮辱した気はないです。」などと述べた。

(2) 原告は、本件決定が原告の名誉感情を侵害する不法行為に該当する旨主張するところ、人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価である名誉感情の侵害は、それが社会生活上許される限度を超えた侮辱行為であるときに、法的保護に値する人格的利益を侵害するものとして不法行為が成立すると解される（最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁、最高裁平成22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照）。

(3) そこで検討するに、本件決定は、原告の発言をハラスメント行為と認定して原告に対する学長による厳重注意を相当とするものであり、原告の主観的な名誉感情を害する側面があることは否定できない。

しかしながら、本件委員会による決定は、学内におけるハラスメントの相談や苦情申立てについて調査した上、その対応措置及び処分を検討の結果等を学長に報告するものであって、加害者である被申立人の言動に対する否定的評価が含まれ得ることは、その性格上当然に想定されているといえ、これが被申立人に通知されることも、本件委員会規程上、不服申立ての機会を確保するために定められた手続であって、被申立人を非難する目的で否定的評価を告知するものではない。

そして、本件決定は、本件発言が人権侵害に当たる旨を判断しているものの、その否定的な評価は、発言自体に向けられたほかは、原告による同様の案件が2度目であることや、原告においてハラスメントに当たるとの認識がないことを指摘するに留まっており、それ以上に、原告の人格攻撃に及んだり、殊更に侮辱的表現を用いたりするものではなく、本件委員会の決定として想定される限度を超えて原告の名誉感情を傷つけるものとは認め難い。かえって、本件決定においては、懲戒処分に至らない口頭での厳重注意等を相当とするに留めるとともに、付帯事項（留意点）として、原告に対する措置だけでなく、大学内の組織的な対応や管理職等がとるべき対策等についても言及し、本件決定による措置が原告とH教授の関係性の改善に資するよう望む旨が表明されていることが認められ（甲1）、本件決定の文脈全体をみても、原告に対する一方的な非難や攻撃を意図したものではないことがうかがえる。原告は、本件決定が懲戒処分と同等以上の制裁を原告に加えるものであるとも主張するが、本件決定が原告と本件法人との間の雇用契約上、懲戒処分又はそれと同様の制裁に当たらないことは、本件委員会規程及び本件

決定の内容に照らして明らかである。

以上に加え、本件決定が、原告も自認する発言を基礎としたものであり、重大な事実誤認は認められないこと、本件発言に至る経緯等（前記1)ア、イ）に照らし、本件発言をハラスメントに当たると判断した点に重大な誤りがあるとはいえないこと、本件決定の調査、判断等の過程に本件委員会規程を逸脱するような手続違背も見当たらないことも考慮すれば、本件決定につき、社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と評価することはできないというべきである。

(4) 以上によれば、本件決定は、法的保護に値する原告の人格的利益を侵害するものとは認められないから、原告主張の不法行為は成立しない。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、本件決定の取消しを求める部分は不適法であるから却下し、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第2部

裁判官 伊藤 吾朗

別紙

令和2年1月6日

A大学ハラスメント防止委員会
委員長 B

A大学ハラスメント防止委員会決定

当委員会は、本学ハラスメント相談員から回付されたハラスメント申立の案件に就き、所要の調査を経た後、審議の結果、科目担当者会議（2019年9月19日）における申立人（H教授）への発言が人権侵害のハラスメントであると判断し、以下の通り措置することが適当である旨学長に報告した。

1. 措置

被申立人である甲野太郎教授に対して、学長より限りなく懲戒に近い口頭による厳重注意をするとともに、宣誓書を提出することを命じる。

理由

思想・信条・国籍等に関する発言は相手の受け止め方でハラスメントに該当する。このたびの被申立人の発言¹⁾は公の会議の場にお

ける申立人の国籍に対する感情的で理不尽な言動であり、申立人が精神的身体的にも大変な苦痛を感じていることから、人権侵害にあたるハラスメント（モラル・ハラスメント）であると判断する。大学は職員が業務に従事することに際して、心身に対して危害を受けないよう配慮すべき義務を負っている。このたびの申立が同様な案件（2012年）の措置後の2度目であり、被申立人がこのたびの発言を申立人に対するハラスメントにあたるとの認識がないこと²⁾を深刻に受け止め、もう再発することのないように防止するとともに、ハラスメント根絶のための対応をしなければならぬ。

2. 付帯事項（留意点など）

(1) 措置の申し渡しの際は「これ以上同様の発言があると、見過ごせない重大な事案となるので、もう決して繰り返さないでいただきたい」と注意していただくことが必要である。

(2) 宣誓書は、こちらの提示する書類に署名するか、同様の宣誓書を作成して期限を設けて提出させることが適切である。その際には、宣誓書の内容は事実を認めるとともに今後の発言や行為には十分に注意する旨を記載することが妥当である。しかし反省などを命令で強制させることは、思想良心の侵害に当たることに留意されたい。

(3) 申立人の苦痛を少しでも減じることができる条件整備を本人が希望する場合は、実現可能であればしかるべき部署にご指示していただきたい。その一つは、研究室の移動が考えられる。

(4) 本申立の本質的な課題は、同じ科目を担当する教員同士の授業方法や内容、評価方法などについての話し合いや日常からのコミュニケーションが不足しているところにある。本来であれば両者の部署における組織的な対応や管理職等からの指導により改善が図られていくべきものであるが、過去に複数回に及ぶそれに該当する試みが繰り返してあった上で現状があることから、しかるべき立

場にいる教職員に指示をして、協働的かつ組織的な科目運営に資する対策を講じるように命じることにより現状の改善がなされる可能性は極めて低いと言わざるをえない。ただし、新年度において両者が担当する科目はどちらかの講義を学生に自由選択させるのであるなら、その結果、業務に極端なアンバランスが生じる可能性もあり、申立人は業務負担に納得がいかず、さらにストレスを抱え、さらなる健康被害に陥ること、さらには事故や事件につながるようなことがあってはならない。また他の教職員も黙認するしかなく納得ができないままにしてしまうようなことになれば、健全な組織とは言えず、教職員のモラルの低下を招くことになる。大学経営および危機管理の観点から、しかるべき立場にいる教職員や該当部署にあらかじめ学生の履修動向を予測するなどのシミュレーションを通して対策を講じておき、前もって両者（科目担当者）に納得させておくように指示しておくことが望ましい。

以上が、本委員会が、前回（2012年）の措置から現在までの経緯を踏まえて、本案件の申立人の訴えと被申立人の主張に対して、熟慮と熟議を尽くした結論である。このたびの措置が、それぞれに解決を望んでいる事象群に対して総括的に終止符を打ち、両者の関係性の改善に資するよう切に望む。

3. この決定に対して、申立人及び被申立人は不服を申し立てることができる。当該申立には、通知日より10日以内に理由を明示した文書を当委員会宛てに提出する必要がある（ハラスメント防止委員会規程第10条第2項）。

1) 科目担当者会議（2019年9月19日、2階会議室、出席者：甲野教授、H教授、J教授、I教授、B准教授）の席上において、甲野教授がH教授に対して「あなたは何人ですか。中国人でしょ」などと発言した。このことは、すべての出席者から事実の確認をしている。

2) ハラスメント調査調停委員会（2019年11月5日）の甲野教授への事実の確認において「私の考えは紙一枚で日本人になんかなれるはずないんだから、彼だって心のなかでは自分は中国人だ、ただ名義的には日本の国籍を取っていると私は判断しています。侮辱した気はないです」と発言している。